



山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

◇趣旨

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた対策を講じ、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指す。

◇位置づけ

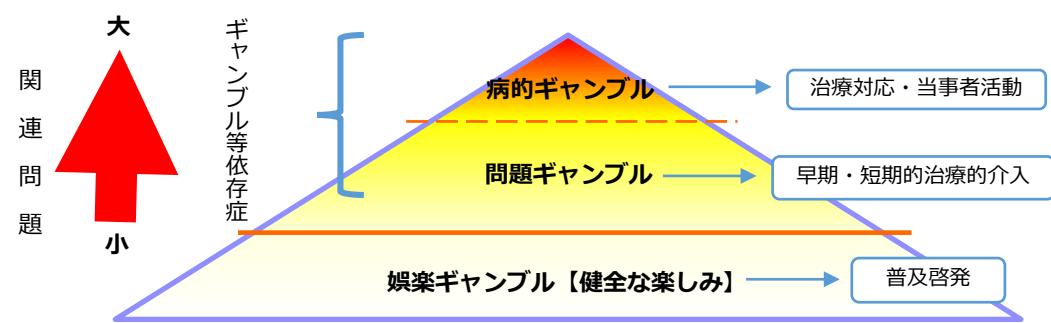
ギャンブル等依存症対策基本法に定める
「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

◇期間

R3年度～R5年度（3年間）

◇ギャンブル等依存症の定義

「病的賭博」、「ギャンブル障害」に限らず、ギャンブル等にのみり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態。



◇依存症の状況

日本医療研究開発機構（AMED）調査による推計
生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」 山梨：約2万2百人
(成人の3.6%、H27年度人口動態統計より算出。)

精神保健福祉資料により算出した有病率（人口10万対）

	H27	H28	H29
全国	2.09	2.31	2.76
山梨	2.40	1.93	4.62

(※R2年度厚生労働省において実態調査実施し、有病率を算出予定)

◇医療提供体制

専門医療機関：住吉病院（R2.3月選定）（選定済み：21道府県）

専門医療機関における外来患者の内訳（性別・年代別、実人数）（H30年度、R元年度実績）

	~19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元
男性	0	0	8	12	20	19	5	7
女性	0	0	1	0	1	0	1	3

◇相談支援体制

相談拠点：精神保健福祉センター（R1.8月設置）（設置済み：34都府県）

※専門医療機関、相談拠点ともにR2.3月末時点の状況

◇研修受講状況

依存症対策全国センター研修の受講状況（R2.3月末時点）

治療指導者：医師2人、精神保健福祉士2人

相談対応指導者：精神保健福祉士2人、社会福祉士1人、臨床心理技術者1人

①正しい知識の普及、②相談支援体制の強化

③回復支援・社会復帰支援の促進、④医療提供体制の強化

⑤切れ目のない支援体制の構築

共通認識

◇誰でもなり得る身近な問題

◇コントロールができなくなる状態

◇適切な介入により効果的な予防及び回復が可能

◇様々な機関が連携した支援が必要

具体的な施策

発症予防 【一次予防】

進行予防 【二次予防】

再発予防 【三次予防】

①普及啓発の強化

- 教員への研修実施と生徒への周知（若年層対策）
- ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発・・・etc

②相談支援体制の強化

- 依存症相談の実施
- 精神保健福祉センターにおいて依存症家族教室の実施・・・etc

③回復支援・社会復帰支援の促進

- 精神保健福祉センターにおいて依存症当事者グループミーティングの実施
- 精神保健福祉センターにおいて依存症回復支援プログラムの開催・・・etc

④医療提供体制の強化

- 依存症専門医療機関の周知
- 依存症対策全国センターによる研修への県内医療従事者を派遣・・・etc

⑤切れ目のない支援体制の構築

- 弁護士、司法書士による多重債務相談の実施
- 関係団体で構成する依存症連携会議の開催・・・etc

指標

◇ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動の実施 (Webを活用した周知の実施、県民向け講演会等の開催(年1回))

◇社会資源と連携したプログラムの実施

(県内の社会資源と連携した回復支援プログラム
(当事者向け及び家族向け)の実施)

◇依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修受講者の充実

(年間1名以上研修受講)

推進体制

◇「山梨県依存症連携会議」において計画の進行管理、実施機関への助言

◇計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し